

日本統治下台湾の「国語講習所」(1930-45)の講師に関する一考察

—講師の履歴を中心に—

藤森智子

- 0 本発表の位置づけ
- 1 日本統治下台湾の国語普及の概況
- 2 「国語講習所」の制度と普及状況
- 3 「国語講習所」講師の養成規則とその実施
- 4 『職員履歴書』に見る「国語講習所」講師
- 5 おわりに

0 本発表の位置づけ

1 日本統治下台湾の国語普及の概況

台湾は、1895 年から 1945 年まで日本の植民統治下に置かれた。台湾における「国語」、すなわち日本語の普及は日本統治 50 年間を通じての重要政策であった。領台直後より、台湾総督府は同化政策を標榜する伊沢修二を学務部長に任命し、過渡的な教育を実践した後、初等教育機関である公学校の設置により日本語普及を図っていった。各地における公学校の設置とともに、日本語は台湾社会に普及していくが、公学校が義務教育でない以上、その普及率は高くはなかった。台湾における日本語普及率は、1905 年に 0.38% (男 0.69%、女 0.03%)、1915 年に 1.63% (男 2.91%、女 0.26%)、1920 年に 2.86% (男 4.93%、女 0.66%) と、1895 年の領台以来、25 年の長期にわたってわずか 3%にも満たなかった。この普及率は、1930 年になって 12.36% (男 19.35%、女 5.14%) と、ようやく 10%を越えたが¹、台湾人の同化を標榜するにはほど遠い数値であった。特に、女性の日本語普及率は公学校就学率と比例して低く、こうした多くの女性を含む未就学者への社会教育が日本語普及の上で緊要な課題となった。

1914、5 年頃になると、各地で社会教育として「国語夜学会」「国語練習会」等の名称で日本語が教えられるようになった。これは日本の新教育を受けて育った各地のエリ

¹ 臨時台湾戸口調査部『明治 38 年臨時台湾戸口調査結果表』1908 年、台湾総督官房臨時戸口調査部『大正 4 年第二次臨時台湾戸口調査結果表』1918 年、台湾総督官房臨時国勢調査部『大正 9 年第一回台湾国勢調査結果表』1924 年、台湾総督官房臨時国勢調査部『昭和 5 年国勢調査結果表全島編』1934 年、『外地国勢調査報告 第五輯：台湾総督府国勢調査報告』第 9 冊 342-347 頁、第 22 冊 388-389 頁、第 32 冊 410-411 頁、第 48 冊 126-163 頁、文生書院、2000 年。

一ト階層により、纏足解放や断髪などの社会運動の一環として行われたものであった。これらの趨勢を受けて、1930 年代以降、総督府により「国語講習所」が設置され、公学校に通わない多くの台湾人に日本語を学ぶ機会が与えられた。1937 年以降は、皇民化運動の下でさらなる日本語普及が推進され、日本語普及率は飛躍的に伸びていった。

- ・社会教育を検討した先行研究の不足。
- ・「国語講習所」の講師は未開拓課題。

2 「国語講習所」の制度と普及状況

台湾における社会教育は、1914、5 年頃から、総督府の奨励により各地で国語普及会が設立されたことにより始まった。1920 年代から、市街庄の経費が直接日本語普及に充てられるようになり、日本語普及は市街庄が平常行う重要事業のひとつとなった。1927 年に総督府及び各州に社会教育係が設けられてから、社会教化事業が本格的に開始され、国語普及は社会教化事業の主要目標のひとつとなった。

台北州において 1930 年 4 月 2 日、「国語講習所要項及簡易国語講習所要項」（台北州訓令第九号）が發布され、講習時間や講習生、教職員などに関する規定が定められ、各市街庄が「国語講習所」を設立する際の拠り所とされた。これにより、従来の私設の国語普及事業は、初めて統一性のある公的事業となった。→その後、各州庁で要項

「国語講習所」・「簡易国語講習所」とは、国語を常用しない台湾人に対し「公民的教養」を備えさせるために、国語等の科目を講習料を徴収せずに教授する所と規定されていた。

〈表 1〉〈表 2〉は、1930 年から 1942 年までの「国語講習所」の設置数及び生徒数、〈表 3〉〈表 4〉は同期間の「簡易国語講習所」の設置数及び生徒数を表したものである。統計を見ると、1937 年に皇民化運動が開始されると、全島的に設置数、生徒数が増加していることが分かる。しかしながら、「国語講習所」は設置数、生徒数ともに 1940 年にピークを迎えているのに対し、「簡易国語講習所」は 1938 年である。また、増加率を見ると、前年比 2 倍以上の増加を見せているのは、統計の欠落の多い初年度を除いて、「国語講習所」は設置数が 1934 年であり、生徒数が 1933 年、34 年である。特に 1934 年の増加率が設置数 2.66 倍、生徒数 2.77 倍と高いのは、1933 年に総督府によって「国語普及 10 カ年計画」が提起され、当時 20%前後であった国語理解者を 50%にまで引き上げようと、「国語講習所」が各地に増設されたからだと考えられる。一方、「簡易国語講習所」の増加率が前年比 2 倍以上の年は、設置数が 1936 年、37 年、38 年、41 年であり、生徒数が 1936 年、37 年、38 年である。中でも 1937 年の「簡易国語講習所」の生徒数は前年の 3.5 倍と急増しており、「簡易国語

講習所」の設置数・生徒数の増加が1937年前後に集中していることが分かる。

・〈表1〉 「国語講習所」設置数

州庁 年度	台北州	新竹州	台中州	台南州	高雄州	台東庁	華蓮港 庁	澎湖庁	計
1931	18	11	35	-	4	-	-	-	68
1932	19	14	61	79	8	1	1	2	185
1933	47	36	76	169	22	3	3	5	361
1934	91	100	358	260	120	4	21	6	960
1935	225	297	562	315	165	6	22	7	1,599
1936	413	362	782	378	222	8	22	11	2,198
1937	776	417	1,016	813	322	13	80	17	3,454
1938	1,075	528	1,333	917	580	16	109	29	4,587
1939	1,088	617	1,661	2,234	624	25	109	30	6,388
1940	1,095	922	1,733	6,646	636	34	110	30	11,206
1941	847	701	1,737	1,229	580	32	129	109	5,364
1942	705	638	1,570	1,248	541	37	208	64	5,011

・ 出典：台湾総督府『台湾総督府事務成績提要』1931年度から1942年度より作成

・〈表2〉 「国語講習所」生徒数

州庁 年度	台北州	新竹州	台中州	台南州	高雄州	台東庁	華蓮港 庁	澎湖庁	計
1931	2,012	689	1,727	-	15	-	-	-	4,443
1932	1,676 (1,747)	939 (600)	2,995 (36)	4,410 (3,894)	567 (530)	65 (43)	82 (40)	86 (35)	10,820 (6,925)
1933	3,728 (1,953)	3,146 (1,009)	3,643 (2,420)	10,770 (6,189)	1,696 (1,276)	225 (95)	164 (63)	308 (68)	23,680 (13,073)
1934	6,965 (5,200)	8,128 (2,556)	20,567 (4,243)	17,768 (11,572)	9,397 (2,806)	289 (297)	2,103 (1,315)	450 (276)	65,667 (28,265)
1935	14,941 (10,151)	20,450 (7,932)	32,328 (18,304)	19,657 (16,344)	15,416 (16,344)	256 (354)	2,134 (1,721)	588 (507)	105,770 (71,657)
1936	26,000 (14,183)	23,115 (7,517)	39,444 (27,055)	23,861 (18,805)	15,891 (10,508)	377 (287)	2,250 (910)	861 (678)	131,799 (79,943)
1937	66,821	27,489	56,933	37,619	20,223	933	3,388	1,459	214,865
1938	121,437	41,530	84,330	66,418	42,958	933	6,804	2,672	367,082
1939	133,461	40,947	100,442	58,159	44,094	1,803	6,014	2,427	387,347
1940	114,480	77,236	93,578	208,768	42,358	3,054	5,975	2,020	547,469
1941	64,228	34,531	90,854	79,759	34,826	2,266	6,342	6,952	319,758
1942	53,532	43,113	77,338	70,579	29,048	1,828	6,797	3,318	285,553

・ 出典：台湾総督府『台湾総督府事務成績提要』1931年度から1942年度より作成 ()内は修了者数

・〈表3〉 「簡易国語講習所」設置数

州庁	台北州	新竹州	台中州	台南州	高雄州	台東庁	華蓮港	澎湖庁	計
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

年度							庁		
1931	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1932	116	161	143	164	65	19	16	18	702
1933	118	230	159	151	115	49	18	17	857
1934	164	306	97	135	164	22	12	9	909
1935	248	56	50	167	211	19	-	3	754
1936	60	30	847	607	163	28	-	6	1,741
1937	28	675	629	2,046	342	75	14	43	3,852
1938	197	1,023	1,244	6,137	2,630	28	14	74	11,347
1939	197	886	1,323	5,898	350	-	-	84	8,738
1940	339	1,018	1,098	-	2,082	10	-	80	4,627
1941	1	643	608	8,353	1,245	5	6	3	10,864
1942	217	1,883	615	6,489	1,261	37	7	-	10,509

・ 出典：台湾総督府『台湾総督府事務成績提要』1931年度から1942年度より作成

・ 〈表4〉 「簡易国語講習所」生徒数

州庁 年度	台北州	新竹州	台中州	台南州	高雄州	台東庁	華蓮港 庁	澎湖庁	計
1931	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1932	4,134 (4,242)	5,086 (4,745)	6,387 (3,317)	6,289 (4,410)	2,129 (2,105)	1,223 (1,223)	1,948 (1,681)	479 (436)	27,675 (22,159)
1933	4,826 (4,424)	8,563 (5,015)	5,824 (5,882)	3,899 (5,508)	5,723 (5,628)	1,408 (1,029)	1,830 (1,821)	774 (467)	32,847 (29,774)
1934	5,100 (5,583)	7,676 (7,023)	3,921 (4,947)	5,506 (5,032)	6,834 (3,615)	1,211 (1,106)	173 (126)	291 (947)	30,712 (28,379)
1935	8,325 (8,076)	2,412 (1,162)	2,019 (12,331)	6,768 (5,745)	9,482 (6,805)	838 (884)	-	1,615 (576)	3,1459 (35,579)
1936	3,086 (3,392)	677 (528)	36,353 (37,405)	2,6718 (16,654)	5,255 (4,957)	1,091 (882)	-	255 (633)	73,435 (64,451)
1937	1,071	51,286	75,518	101,242	23,483	2,206	291	2,181	257,278
1938	9,565	88,427	72,954	282,279	101,932	2,206	291	12,240	569,894
1939	9,565	75,336	68,301	299,006	72,320	-	-	12,328	536,856
1940	8,725	54,921	60,113	-	80,930	480	-	10,625	215,794
1941	40	29,559	25,453	284,636	32,192	124	556	151	372,711
1942	4,133	41,726	14,115	152,009	33,143	854	212	-	246,192

・ 出典：台湾総督府『台湾総督府事務成績提要』1931年度から1942年度より作成 ()内は修了者数

総督府はこれら国語普及施設である「国語講習所」「簡易国語講習所」を利用して、国語普及運動を推進させた。1930年代後半からは、さらに「全島国語演習会」「国語デー」「国語普及功労者表彰」「国語普及ラジオ放送」「国語部落」「国語家庭」「国語常用者」等の活動を展開し国語常用運動を徹底させた。

3 「国語講習所」講師の養成規則とその実施

- ・ 専任講師を各州庁において養成
- ・ 資料の制約上台中州を例に
1934 年より「講師講習会」「国語講習所長打合会」
- ・ 1937 年 5 月 25 日に台中州令第十七号により、台中州国語講習所講師検定規則が定められた。

全 15 条からなる検定規則の中では、検定は学識、技能、性行及び身体について行われること、試験検定と無試験検定のふたつに分けられること、前者の学科目は修身、教育、国語、算術、歴史、唱歌及び体操であり、後者は 1923 年府令第六十四号台湾教員免許令施行規則第七条第一項第一号乃至第七号に該当する者、台中州主催の長期「国語講習所」講師養成所を就業した者等が挙げられ、検定の合格者には「国語講習所」講師免許状が公布されることが定められた²。そして、州令第十七号に基づき、公立「国語講習所」講師は、検定規則による免許状を有する者より任用することが、台中州令第十八号によって定められた³。

- ・ 1938 年 9 月 6 日になると、台中州令第二十二号により、「台中州立国語講習所講師養成所規則」が制定され、養成所規則が詳細に定められた。

教育の目的は、「国語講習所」の指導経営に関する理論と実際を授け、部落教化の中心となる「国語講習所」講師を養成することとされた。修業期間は 6 ヶ月、入所資格は中等学校卒業者及びこれと同等の学力を有する者、または 1938 年台中州告示第五十号により設立された青年団の団員並びに青年団の修了者で成績優秀な者のいずれかに該当し、男子であり、年齢は 20 歳以上 30 歳未満、身体強壯、思想健実、社会教化に熱意を有し所轄郡守、市尹の推薦のある者とされた⁴。毎週の授業時間は国語が 14 時間、次に教育が 8 時間、修身公民及び音楽が 3 時間、国史、体操、課外講話が各 2 時間、算術及び地理が各 1 時間の合計 36 時間である。国語の授業時間が全体の 3 分の 1 以上という高い割合を占めている。養成所は台中市の教化会館内に置かれた⁵。

4 『職員履歴書』に見る「国語講習所」講師

- (1) 台北州台北「士林公学校」・(2) 台中州彰化市「第一公学校」といった都市部に属する公学校の「職員履歴書」、(3) 台北州海山郡「三峡公学校」「職員履歴書」・(4) 宜蘭郡『旧職員ニ関スル履歴書』・(5) 宜蘭郡員山区内皇民錬成所「国語講習所」『現専任講

² 同、第 1682 号、1937 年 5 月 25 日州令、219 頁。

³ 同前、220 頁。

⁴ 同、第 1899 号 1938 年 9 月 6 日州令、344 頁。

⁵ 同、第 1915 号、1938 年 10 月 15 日告示、401 頁。

師履歴書綴』・(6)高雄州東港郡琉球庄『琉球公学校職員履歴書綴』等の地方に属する公学校や「国語講習所」の資料から「国語講習所」講師を務めた人物の履歴を取り上げ、検討する。

(1) 台北市士林公学校(元八芝蘭公学校)『職員履歴書綴』

(1) 12 名中 9 名が日本人であり、そのうちの 3 名が台湾人(いずれも男性)であり、全般的に日本人の方が多い。男性が 8 名、女性が 4 名である。

(2) 講師の年齢(着任当時:以下同様)は 18 歳から 47 歳の間であり、18 歳 2 名、20 代 2 名、30 代 3 名、40 代 5 名。30 代、40 代といった比較的年長の講師が多く、その中には、講習会講師や講習所主事・所長といった管理職も含まれる。

(3) 全員が公学校に勤務する兼任であり、「国語講習所」専任講師は一人もない。

(4) 学歴は、男性は内地師範学校卒が 3 名、台北師範学校卒(旧国語学校含む)が 4 名、そのうち 3 名が台湾人である。その他に内地の尋常高等小学校を卒業してから公学校乙種本科正教員養成講習科を修了し教員となった者が 1 名ある。女性は、内地の高等女学校卒が 1 名、台北第一高等女学校卒が 2 名(うち 1 名は内地より転入)、第二高等女学校卒が 1 名である。全員が高学歴といえよう。

(5) 全員が教員資格を取得している。「国語講習所」講師養成講習会の講師を務めている者もある。

(6) 女性教員の給料は 35 円から 40 円程度である。男性はそれより高い。または年末賞与等から高いものと推定される。男性教員は日本人教員の方が台湾人より給与が高く、主事、所長といった役職に就いているものも日本人男性である。

「国語講習所」の講師を担当した教員は、全般的に高学歴で、公学校と兼務している。12 名の教員のうち、4 名が女性である。日本人教員が多いのは、台北市という地域事情からであろうか。また、日本人女性教員が 4 名と少なくない。彼女たちの給料は全般的に同僚男性より少ないが、女性が働いて得る給料としては少なくはないであろう。

(2) 『彰化第一公学校教職員履歴書』

(1) 5 名中 1 名が日本人、4 名が台中州出身の台湾人であり、その内の 3 名が地元の彰化市出身である。台湾人 4 名中 1 名が女性である。

(2) 講師の年齢は、16 歳から 35 歳の間である。35 歳の日本人教員は国語講習会書記という役職に就いておりそれ以外の「国語講習所」講師は 30 歳で講師となった 1 名以外は 16 歳、19 歳、20 歳と若年にして講師となっている。

(3) 公学校教諭との兼任であり、2 名が専任である。

(4) 学歴は、男性は内地師範学校卒が 1 名、台湾人が台中師範学校卒が 1 名、台北師

範学校卒が 1 名、台中州立国語講習所講師養成所修了後、19 歳で「国語講習所」講師になり、軍隊への入隊を経て臨時教員養成講習会を修了した後国民学校の助教、後に准訓導になった者が 1 名ある。女性 1 名は公学校卒業後 16 歳で「国語講習所」講師になり、その後国民学校に勤務している。

(5) 教員資格は 5 名中 3 名が取得しており、残る 2 名は「国語講習所」を経て臨時教員養成講習会を経て、あるいはそれ以前に国民学校に勤務している。

(6) 給料は 5 円から 32 円の間である。「国語講習所」専任と思われる給料は 19 円、25 円であり、その後「特設国語講習所」の講師となった者が 32 円の月俸となっている。

彰化市第一公学校の記録からは、5 名の講師の内、日本人が 1 名、台湾人が 4 名、台湾人女性が 1 名ある、その内 3 名が教員免許を取得した教師であり、公学校との兼任である。残る 2 名は公学校卒業後、「国語講習所」講師を経て臨時教員養成講習会を経て、あるいはその受講以前に国民学校に勤務している。「国語講習所」講師の経験を経て教員免許を有さずに国民学校教員となったものが 2 名いることが明らかになった。16 歳、19 歳という若年で「国語講習所」講師を担当し、その経験を元に国民学校教員へと転職したのである。この 2 名はいずれも戦時下教員不足の時期の 1943 年、または 1944 年に臨時教員養成講習会を受講している。給料は、公学校との兼任は月俸に加えて毎月 5 円から 12 円であり、専任の場合は 19 円から 25 円、公学校同様の教育を施す「特設国語講習所」は 32 円であり、その金額は少なくはないといえよう。

(3) 宜蘭郡『旧職員ニ関スル履歴書』

(1) 8 名中全員が地元の宜蘭郡または宜蘭市出身の台湾人で、その内の 1 名が女性である。

(2) 年齢は、15 歳から 33 歳の間で、15 歳が 1 名、16 歳が 2 名、17 歳が 1 名と若年の講師が複数名いる。

(3) 公学校との兼任が 2 名、その他は履歴を見る限り「国語講習所」講師を専任として

いる。
(4) 学歴は 1 名が台北師範学校卒、もう 1 名が宜蘭農林学校卒、その他の女性 1 名を含む 6 名は公学校（もしくは国民学校）を卒業しており、そのうちの 5 名が高等科を卒業している。

(5) 公学校の教員免許を取得している者が 1 名、准教員免許が 2 名ある。4 名が宜蘭郡主催の「国語講習所」講師講習会を受講し、その直後の月俸が 28 円に上がっており、このうちの 2 名は、「特設国語講習所」の講師となっている。また、この他の 2 名が「国語講習所」講師を務めた前後に台北州臨時教員養成講習会を受講し、その後、公学校も

しくは国民学校の教員心得または助教となっている。

(6)給料は、臨時講師が 14 円、農林学校卒業の者が 15 円、その他は総じて 20 円から 28 円の間である。国語講習所講師養成講習会を修了して 22 円から 28 円に昇給している者や講習会終了後「特設国語講習所」講師となり 28 円から 34 へ昇給している者もある。

宜蘭郡『旧職員ニ関スル履歴書』記載の「国語講習所」講師は、8 名全員が台湾人であり、その内の 1 名が女性である。公学校との兼任講師がいる一方で、10 代半ばの若年の講師が複数名おり、これら講師は公学校卒業の者であるが、「国語講習所」講師となった後に「国語講習所」講師養成講習会を受講して昇給している。また、その内の複数名が台北州主催の「特設国語講習所」講師養成講習会を受講した後に月俸 30 円代に昇給している。以上から、宜蘭郡という地方に属する地域では、講師が台湾人であり、国語講習所講師養成講習会による講師が少なからず見られることが明らかになった。背景として、地方では日本人の数が少ない上に、1940 年代前後という戦時中の時期であることが挙げられる。「国語講習所」、公学校（国民学校）双方の教員不足を教員養成講習会により養成していたといえよう。

(4) 宜蘭郡員山区内皇民錬成所「国語講習所」『現専任講師履歴書綴』

(1)6 名全員が台湾人の男性であり、その内の 5 名が地元の宜蘭郡出身である。

(2)年齢は、16 歳から 29 歳の間である。

(3)履歴を見る限り公学校との兼任はおらず、「国語講習所」のみで教えていたと思われる。

(4)学歴は、6 名全員が公学校卒業で、その内の 2 名が高等科を卒業している。

(5)教員免許を有する者はなく、宜蘭郡主催の専任講師養成講習会修了者が 1 名ある。

(6)給料：20 円から 30 円の間である。宜蘭郡主催の専任講師養成講習会修了者 1 名は月俸がその前後で 23 円から 28 円に、事務格別勉勵賞与が 34 円から 48 円に昇給している。

1939 年以降の宜蘭郡員山区内皇民錬成所「国語講習所」では主に公学校卒業の者が「国語講習所」講師を担当していた。宜蘭郡主催専任講師養成講習会修了者が 1 名あるのみである。戦時体制下の地方にあって、教員免許を有する教員は少なく、宜蘭郡員山区内皇民錬成所における「国語講習所」講師は、公学校卒業者が担当していたといえよう。

(5) 三峡公学校『職員履歴書』

- (1) 11 人の教員中、4 人が日本人でありそれ以外は台湾人である。7 人の台湾人教員中、4 人が三峡庄の出身で、1 人が隣の鶯歌庄出身である。
- (2) 年齢は 18 歳から 42 歳の間である。
- (3) 三峡公学校に勤務しながら「国語講習所」で教鞭を執っている者が多いが、中には公学校に勤務する前に「国語講習所」で教えていた者もある⁶。教員の多くが複数の講習所を経験しており、中には専任講師もある。任期は記載されていない部分も多いが、1 年未満が多い。
- (4) 日本人教員の学歴は、男性は「内地」の師範学校本科第一部卒が 2 人、台北第二師範学校公学校乙種本科正教員養成講習科修了が 1 人、女性は台北第二高等女学校本科卒業後、台北第一師範学校公学師範部演習科卒が 1 人である。台湾人教員の学歴は、男性は国語学校公学師範部乙科卒が 1 人、宜蘭農林学校卒が 1 人、そして台北第二師範学校公学師範部演習科卒が 1 人であり、女性は台北第三高等女学校本科卒が 4 人、うち同補習科修了が 2 人である。
- (5) 教員の多くが教員免許を有している。
- (6) 給料は記載されているものをみる限り 16 円から 24 円の間である。

これら教員の特徴は、皆学歴が高いことである。特に台湾人の場合、少数のエリートが進む「狭き門」である国語学校公学師範科やその後身である台北第二師範学校、女子の台北第三高等女学校などの出身者が多い。三峡は公学校の就学率が高い地域である。1939 年の就学率は男子 73.8%、女子 61.3%、平均 67.5%であり、全島平均 53.1%に比べ高い比率である⁷。「国語講習所」講師の高学歴の背景には公学校の高い就学率があるといえよう。また、戦時下の影響か、女性教員が多いことも特徴的である。

総じて三峡公学校『職員履歴書』記載の「国語講習所」講師は、多くが教員免許を取得しており、複数の「国語講習所」に数カ月間勤務した経験がある。台湾人の教員は地元出身者が多い。そして日本人、台湾人ともに高学歴であることが特徴的である。これら教員が三峡公学校に勤務しながら、あるいは勤務する前に「国語講習所」講師として活動していたことは、当地域の「国語講習所」講師の学歴の高さを表すと同時に、三峡公学校が「国語講習所」の後援機関となっていたことをも表していよう。

(6) 『琉球公学校職員履歴書綴』

⁶ これら講師の一人は面会した際、「公学校の欠員ができるまで講習所で教えた」という旨を語った。こうした事実は三峡公学校と当地の「国語講習所」の密接な関係を表していよう。

⁷ 呉文星「近代三峡人材の揺籃三角湧公学校」『三峡国民小学百週年校慶紀念專輯』第一冊、2000 年、56 頁。

琉球庄「国語講習所」の講師には次のような特徴が挙げられる。

- (1)講師 15 名全員が台湾人である。その内の 3 名が女性である。
- (2)年齢は、15 歳から 30 歳の間である。特に 16 歳から 18 歳の若年の講師が多い。
- (3)専任講師が少ない。専任講師はわずかに 3 名を数えるのみで他は兼任講師である。
- (4)学歴は公学校(または国民学校)卒業が 12 名と最も多く、その内高等科修了者は 4 名ある。一方 3 ヶ年の国民学校修了の者や実業専修学校卒業の者も若干名おり、全般的に初等教育を修了した程度の学歴である。
- (5)教員免許を有していない。講師たちは初等教育程度を修了した者で、その多くが台湾総督府主催の国民学校臨時教員養成講習会を修了している。
- (6)給料は 10 円から 35 円の間である。多くの講師が 16 円から 18 円程度であり、この金額は毎晩 2、3 時間の講習による月俸としては少ないとは言えないであろう。

全般的に小琉球の「国語講習所」講師は初等教育修了程度の教養を備えた年齢の若い台湾人であったようである。人口の少ない離島で教員免許を有する者を探すのは時勢を考えても困難なことである。

台北州台北市に位置する士林街や台中州彰化市といった都市部、台北州海山郡三峡庄という都市部近郊、台北州宜蘭郡といった地方、高雄州東港郡琉球庄といった離島の例から、いくつかの特徴を整理する。

- (1)都市部には日本人講師が存在する。都市部に住む日本人が多いため、これは当然と言えよう。宜蘭郡や小琉球といった地方や離島には日本人講師は見られない。
- (2)教員の資質が都市部と地方とでは異なる。都市部や三峡といった都市近郊地域には教員免許を有する講師が多い。学歴が高く公学校と兼任の講師が存在する。特に士林公学校の場合は役職経験者が多く、この点が他の地域とは異なる。一方、地方においては、公学校卒業者が講師になっているケースが多い。その多くが「国語講習所」講師養成講習会を受講し、昇給している。また、何人かの地方講師は「国語講習所」の講師を経験した後、台湾総督府の臨時教員養成講習会を受講し公学校(または国民学校)の教員となっている。戦時下の教員不足の状況下であるが、「国語講習所」講師の経験が公学校教員になる通過手段となっているといえよう。
- (3)地方には若年の講師が多い。最年少は 15 歳であり、10 代の講師が少なくない。これもまた、教員不足を反映しているといえよう。
- (4)給料は、概して日本人が台湾人より多い。役職や諸手当の相違に起因すると考えられる。総じて「国語講習所」の講師は 20 円前後から 30 円程度の月俸であるが、都市部と物価や市場が異なる地方においてこの給料は決して少ないとはいえないであろう。

う。

(5) 女性教員が存在する。宜蘭郡の一つ以外のすべての履歴書に女性教員が見られる。女性が働き給料を得る手段の一つとして「国語講習所」講師があり得たことが窺える。

5 おわりに

本発表では、「国語講習所」の講師が、どのように養成されたのか、また講師の実態を履歴書を中心に検討した。「国語講習所」の増設に伴い、各州庁では専任講師の養成が行われた。台中州では検定試験や養成講座が設けられ、これにより多くの「国語講習所」講師が輩出されていた。

また、履歴書からは、都市部と地方の例を検討した。その結果、都市部や近郊においては、日本人講師が存在し、また高学歴の教員免許を有する講師が存在していた。これら講師は公学校との兼任が多い。一方、地方では公学校卒業者を講師に当てており、その多くが国語講習所講師養成講習会を受講し、その後昇給している。地方講師の中には「国語講習所」の講師から臨時教員養成講習会を経て公学校教員となった者もある。その背景には戦時下の教員不足が挙げられる。給料は男女差や学歴による差はあるが、一般的に少なくはなかったといえよう。

以上のように、「国語講習所」の給料が少なくないことや講師の経験が公学校教員に転じる手段となっていたことは、「国語講習所」の講師が社会的にある程度の評価を得ていたことを想像させる。

6つの履歴書から「国語講習所」の講師を検討したが、本発表で論じた講師の資質や都市部と地方の傾向が他地域でも当てはまるかどうかは、今後も検討が必要とされよう。

参考文献

国府種武(1939)『日本語教授の実際』東京書籍株式会社

呉文星(1987a)「日據時期臺灣總督府推廣日語運動初探」(上)『臺灣風物』37:1

呉文星(1987b)「日據時期臺灣總督府推廣日語運動初探」(下)『臺灣風物』37:4

周婉窈(1995)「台湾人第一次的「国語」経験—析論日治末期的日語運動及其問題」『新史学』6:2

宋登才(1936)『国語講習所教育の実際』光昭会出版部

中越栄二(1936)『台湾の社会教育』「台湾の社会教育」刊行所

藤森智子(1999)「1930年代初期台湾における国語講習所の成立とその宣伝」『法学政治学論究』40

藤森智子(2001)「台湾総督府による皇民化政策と国語常用運動—1937年から45年まで

を中心に—』『法学政治学論究』 49

藤森智子(2004a)「台北市近郊の国語普及運動（1930-1945）—三峡「国語講習所」「国語常用家庭」を中心に—』『人間福祉研究』 6

藤森智子(2004b)「皇民化期（1937-45）台湾民衆の国語常用運動—小琉球「国語講習所」「全村学校」経験者の聞き取り調査を中心に—』『日本台湾学会報』 6

藤森智子(2011a)「日本統治下台湾の「国語講習所」における日本語教育-新竹州「関西庄国語講習所」の教案・日誌（1937）から-」長谷川恒雄他『日本語教育史論考第二輯』、冬至書房

藤森智子(2011b)〈1930年代國語講習所教科書《新國語教本》之分析〉國立中央圖書館台灣分館《台灣學研究》 11

藤森智子(2012)「日本統治下台湾の「国語講習所」における社会的指導の実際-新竹州「関西庄国語講習所」日誌(1937)より-」日本植民地教育史研究会『植民地教育史研究年報』第 14 号